

### III.中華人民共和国

本章は、『令和2年度「クリーンウッド」普及促進事業 違法伐採関連情報の提供』事業において2020年に実施した中国に係る調査結果も踏まえ、その後の情勢の変化や制度等を明らかにし、木材の合法性の確認のための情報を提供することを目的としている。

#### 1. 森林の伐採段階における法令等調査

森林法及び森林法実施条令は、森林管理、木材生産及び木材流通の各段階に係る基本的な事項を定めている。

令和3年3月に公表された報告書では、主に伐採時における合法性の確保及び流通段階における合法性の維持に焦点をあてて、2020年7月に施行された森林法（以下、「改正森林法」という。）の改正内容の報告がなされている。ただし、この報告書のための調査が行われた時点では、同法の細則として具体的な実施内容又は手順を定める森林法実施条令が改正森林法に対応するように改正されていなかったため、「木材の流通・合法性に関する法令」及び「木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例」については、「今後発布される新森林法実施条令によって変更あるいは訂正される」可能性があるとの報告がなされた<sup>2</sup>。

森林法の改正に応じた森林法実施条令の改正状況の確認は、中国から木材及び木材製品を輸入する国内の事業者がその合法性を確認する際にも重要な情報となる。

このため、本章では、現在までの森林法実施条令の改正に係る情報とともに、的確な法令に係る情報収集を行うための基礎資料として中国の立法制度の概要について文献調査により報告する。

#### (1) 森林法実施条令の改正草案

森林法実施条令は、中華人民共和国森林法に基づいて2000年1月29日に公布し、同日施行した国務院令（行政法規）である<sup>5</sup>。森林法実施条令は「特定の行政規程の廃止と変更に関する国務院の決定」<sup>6</sup>に基づき、国家林業部（現在の国家林業草原局）が1986年に制定し運用していた森林管理規則を廃止し、それに代わる行政法規として制定された。森林法実施条令は、2011年、2016年及び2018年に改正して現在に至っている。

国家林業草原局は、2020年7月に施行した森林法が（以下、「改正森林法」という。）施行された後、党中央と国務院の「生態文明システム」強化に係る決定と取決めを履行するために森林法実施条令を見直して、同条令の改正草案を作成した<sup>7</sup>。

国家林業草原局及び国立公園管理局は、2022年の7月20日から8月19日までの期間に、森林法実施条令の改正草案（章末資料）に対するパブリックコメントを募集している。パブリックコメントの募集を終了した後の森林法実施条令の改正草案の審議状況については不明であるが、2024年2月現在、改正した同条令の公布は行われていない。

森林法実施条令は、森林法の下位法令として森林法を執行するための細則を定めてい

<sup>2</sup> 林野庁、『令和2年度「クリーンウッド」普及推進次号のうち違法伐採関連情報の提供（3）掲載済み情報更新のための生産国における現地譲歩調査報告書』、2020年3月、119頁。

<sup>5</sup> この国務院令が公布される前は、1986年に林業部が制定した実施規則を部門規則として執行していた。

<sup>6</sup> 国務院令第588号。

<sup>7</sup> パブリックコメントを募る公告における改訂草案作成背景についての説明文。  
(<http://www.forestry.gov.cn/c/www/jyxc/17093.jhtml>)。

る。このため、森林法と森林法実施条令は同じ章建てであり、2022年公表された森林法実施条令の改正草案も改正森林法と同じ9章建てで各章の題名も改正森林法と同じである。

参考のために、国家林業草原局が2022年7月にパブリックコメントを募集したときに公表した森林法実施条令の改正草案の仮訳を本章の末尾に掲載する。

## (2) 罰金に係る国務院決定と森林法実施条令の改正

改正森林法に基づく森林法実施条令の公布は遅れているが、2023年10月に同条令の改正に係る新たな動きがあった。

2023年10月23日、国務院は業務環境をさらに改善するための行政法規及び部門規則における罰金の整理を目的とした「罰金の取消しと調整に係る国務院決定」<sup>8</sup>により、33件の行政法規又は部門規則の罰金規定の改廃を全ての省、自治区及び中央管轄市の人民政府並びに国務院の全ての官庁、委員会及び直屬機関に通達した。

この決定の対象となる33件の行政法規又は部門規則の中には、森林法実施条令第44条第1項、第3項及び第4項の規定が含まれている。

現行の森林法実施条令第44条の規定は、木材輸送証明制度を定めている。国務院の決定では、罰金規定でもある同条の第1項、第3項及び第4項を取消し<sup>9</sup>、残された第2項については、加工企業が作成する台帳により管理し、(行政機関の)監督を受けるよう改めるとしている<sup>10</sup>。さらに、罰金規定の適用は、2023年10月23日から一時的に停止するほか、森林法実施条令を含むこの国務院決定の対象となる行政法規については、「国務院の関係部門は、(中略)関連する行政法規との整合性をはかり、公布日(2023年10月23日)から60日以内に、改廃作業を完了しなければならない」<sup>11</sup>と通知している。

2023年10月の国務院決定により明らかになったのは、国務院が所管する行政法規の一つである森林法実施条令が近い将来改正され、公布されるということである

### 表 3-1 森林法実施条令第 44 条

- 第 44 条 県級以上の人民政府の主務林業主管部門は、木材輸送証明書を持たずに木材を輸送した場合、違法に輸送された木材を没収し、荷送人には違法に輸送された木材価格の30%以下の罰金を科することができる。
- 2 県級以上の人民政府の林業主管部門は、輸送する木材の量が木材輸送証明書で許可された輸送量を超える場合、超過した木材を没収しなければならない。
- 3 県級以上の人民政府の林業主管部門は、偽造又は変造された木材輸送証明書が木材の輸送に使用された場合、違法に輸送された木材を没収し、没収した木材価格の10%から50%の罰金を科す。
- 4 県級以上の人民政府の主務林業主管部門は、木材輸送証明書を持たずに木材を輸送した場合、貨物を没収し、貨物の1~3倍の罰金を科す。

注：中国の規程文の書式は、番号を用いずに段落で項を設定しているが、この表では、理解の便宜のために日本式の書式を用いている。

<sup>8</sup> 「国务院关于取消和调整一批罚款事项的决定」国发〔2023〕20号。

<sup>9</sup> 「取消し」は原文による表記。該当部分を「削る」という意味。

<sup>10</sup> 「国务院关于取消和调整一批罚款事项的决定」国发〔2023〕20号付録。

<sup>11</sup> 前掲文書本文。改廃作業の期日とは、国務院担当部署による改正草案作成作業完了期日をいう。改正草案は、担当部署が国務院に提出した後、法定の審議手順を経てから行政法規として公布する。行政法規の改正の具体的な審議手順については、次項の「2. 中国の立法制度の概要」を参照のこと。

なお、この国務院決定では、改廃作業の期日を決定の公布日から60日以内としているが、特別な理由がある場合は期日をさらに30日延長できると定めている。

### (3) 木材の管理方法の変更に係る情報

前掲の 2022 年 7 月に公表された森林法実施条令の改正草案には、合法性の確認に資すると考えられる文書の一つであった木材輸送証明書の運用に係る規定は記されていない。

2020 年 7 月の森林法施行に先立ち、国家林業草原局管理室は 2020 年 1 月に『森林伐採システムを改善し、「地方分権、規制、サービス」の改革をさらに推進』<sup>12</sup>と題した森林法の改正内容を解説する文書を発表している。この文書によれば、森林法が定めた伐採の割当及び許可並びに木材輸送証明書制度に基づく森林伐採管理制度は、森林資源の保護及び開発に重要な役割を果たしたと評価した上で、森林法の改正について森林伐採管理制度に係る次の提案がなされたと紹介している。

- i 集体林や商業人工林における伐採割当を廃止し、伐採許可及び木材輸送を自由化する。
- ii 伐採割当と伐採許可は、森林資源を保護するための重要なマクロ的制御手段であるが、木材輸送を制御すると制御不能な伐採が行われ、森林資源に損傷を与える可能性がある<sup>13</sup>。

その上で、国家林業草原局は森林法の改正案においては、各方面からの広範な意見聴取と実証的研究を踏まえて森林伐採割当及び伐採許可の制度を維持した一方で、木材輸送許可制度は廃止したと説明している。

さらに、国家林業草原局は 2020 年 2 月に『新しく改正された森林法の実施に関する国家森林草原局の通知』を发出<sup>14</sup>し、その一部として改正森林法施行以降の木材輸送証明制度の取扱いについて説明している。

この通知における木材輸送証明制度に係る内容を抜粋すると、次のようである。

- i 新たに改正された森林法に残されていない行政の許可事項の審査・承認は停止する。
- ii 2020 年 7 月 1 日に木材輸送証明の受付は終了する。
- iii 所管の森林・草地当局は、木材輸送許可を廃止した後、監督方法を刷新し、違法伐採及び違法伐採により生産された木材の輸送を調査し、対処し、違反者に行政罰を課さなければならない。

改正森林法では森林法上の木材輸送証明制度に係る規定<sup>15</sup>は削除されており、中国材を取り扱っている日本の商社によれば、森林法改正以降、木材輸送証明書は発行されていないとのことである<sup>16</sup>。木材輸送証明制度については、改正森林法では該当する規定が削られ、運用を停止する通知が国家林業草原局から发出されていたが、森林法の下位規程である森林法実施条令の改正作業が遅延したために、森林法実施条令の規定に同制度

<sup>12</sup> 国家林業和草原局办公室「完善林木采伐制度 深入推进“放管服”改革」、2020年1月15日  
(<http://www.forestry.gov.cn/c/www/gkzcej/108146.jhtml>)

<sup>13</sup> マクロ的に伐採割当量を設定しているが、木材の輸送については企業別に年間輸送許可量を割り当てているため、企業別の年間輸送許可量を満たそうとする意志が過伐を誘発する可能性があるとの意味であると考えられる。

<sup>14</sup> 国家林業和草原局『关于贯彻实施新修订森林法的通知』林办发〔2020〕19号。

<sup>15</sup> 2020年の改正前の森林法第65条。

<sup>16</sup> 中国材を取り扱っている日本の商社への聴き取り結果。

に係るものが残存するという矛盾が生じていた。しかし、この矛盾は、2023年10月の国務院決定により解消される運びとなった。

2023年10月の国務院決定により、改正前の森林法でも定められていた加工企業による木材の入出荷在庫台帳の運用<sup>17</sup>規定がどのようになるのかについては、法定の手順に基づいてこれから国務院が公表する森林法実施条令の草案により全体像が明らかにされる見込みであるが、最終的には改正した森林法実施条令の公布を待たなければならない。

---

<sup>17</sup> 2020年の改正前の森林法第65条。

## 2. 木材の流通段階における法令等調査

中国国内における木材流通に係る重要な法令は、森林法及び森林法実施条令である。中国国内の木材流通については、前述のように2023年10月に国務院が森林法実施条令の木材輸送証明制度に係る規定を削除し、加工工場の入出荷在庫台帳により木材の管理を行う決定を下すとともに、森林法実施条令を含む同決定の対象となった行政規範の改正を命じているが、改正した条令はまだ公布されていない。このため、入出荷在庫台帳による木材管理の具体的方法の内容は、森林法実施条令の改正が完了して明らかになる。

輸出入に係る中国の法令は多岐にわたる。中国への輸出に係る法令や手続きを含む全般的な情報は、日本貿易振興機構（JETRO）が詳細にウェブサイト<sup>57</sup>で公表している。

木材の輸出入に係る法令については、中国責任林産物貿易投資連盟がウェブサイト<sup>58</sup>で紹介している。同連盟のウェブサイトによれば、木材の輸出入に係る中国の主な法令は次のとおりである。

表 3-2 林産物の輸出入に係る主な法令

法令名	主な規定事項
外国貿易法 (对外贸易法)	自由貿易の拡大、貿易の発展、貿易秩序の維持、外国貿易業者の正当な権利及び利益の保護、貿易の健全な発展を促進するために制定。 外国貿易業者の登録、商品及び技術の輸出入、サービスの貿易、外国貿易に係る知的財産の保護、外国貿易令、貿易活動における禁止事項などについて定めている。
関税法 (海關法)	国の主権と利益を保護し、税関の監督と管理を強化し、対外経済貿易および科学技術文化交流を促進し、社会主義近代化を保護するために制定 関税総局の設立及び位置付け、貨物又は人員の出入国輸送手段、輸出入貨物の取扱い、関税、関税事務などについて定めている。
輸出入商品検査法 (进出口商品检验法)	輸出入貨物の検査を強化し、輸出入商品の検査を標準化し、社会公共の利益と輸出入貿易に関わる全ての当事者の正当な権利と利益を保護し、貿易の促進する目的で制定。 輸出入品の検査に係る事項を定めている。
輸出入貨物管理規則 (货物进出口管理条例)	外国貿易法の下に位置する行政規則で、貨物の輸出入管理を規範化し、貨物の輸出入秩序を維持し、対外貿易の健全な発展を促進する目的で制定。 物品の輸出入管理、国が指定する物品の輸出入管理並びに輸出入の監視及び臨時措置を定めている。
野生植物保護規則 (野生植物保护条例)	野生植物資源の保護、開発及び合理的利用、生物多様性の保護並びに生態系のバランスの維持を目的として制定。 第20条の規定において、国家の特別保護に基づく野生植物の輸出又は中国が締約している国際条約により制限されている野生植物の輸出入は、行政当局に基づき国務院林業行政主管部門の承認を受けるか、または政府の許可を受けなければならないと定めている。
輸出許可管理法 (货物出口许可证管理办法)	資源を合理的に配分し、輸出業務の順序を標準化し、公正で透明な貿易環境を構築し、中国が加盟する国際条約を履行し、国家の経済的利益と安全を守るために、外国貿易法に基づく行政規定として制定。 輸出入許可申請に要する書類、輸出許可の発行、例外措置、輸出許可の有効期間並びに検査及び罰則について定めている。

出展：中国責任林産物貿易投資連盟ウェブサイト (<http://chinarfa.lknet.ac.cn/>)

<sup>57</sup> <https://www.jetro.go.jp/>

<sup>58</sup> <http://chinarfa.lknet.ac.cn/>

さらに中国責任林産物貿易投資連盟は、木材を中国に輸入するときは次の書類を要すると説明している。

表 3-3 輸入木材の税関申告に要する書類

書類名	
売買契約書	売買当事者が署名し、外国の貿易会社が提供。
インボイス	販売者が発行し、外国の貿易会社が提供。
船荷証券 (B/L)	船会社が発行し、外国の貿易会社が提供。
パッキングリスト	荷主が発行し、外国の貿易会社が提供。
原産地証明書	原産国当局又は関連機関が発行し、外国の貿易会社が提供。
絶滅危惧主証明書	出荷国の絶滅危惧種を管理している機関が発行し、外国の貿易会社が提供。
通関書類	検疫機関が発行し、税関申告を行う者が提供。

出展：中国責任林産物貿易投資連盟ウェブサイト (<http://chinarfa.lknet.ac.cn/>)

木材を輸入するときは、出入国検査検疫部門で検査申請をし、検査検疫部門が発行した証明書を税関に届出る。

輸入木材がワシントン条約で保護されている種であるときは、国家絶滅危惧種輸出入管理局に届出を行い、さらに国家林業草原局に輸入許可証明書を申請し、この輸入許可証明書を添付して輸入物品を保税ヤードから出荷する。

### 3. 木材生産・流通状況

米国農務省が2023年8月に公表した報告書では、中国で内装、家具、建具、木質パネル、紙の製造により消費される木材の年間消費量は5億～6億 $\text{m}^3$ と推定され、国内の木材製品の消費は、経済成長の鈍化、住宅部門の弱体化、消費者の嗜好の変化、輸出市場における需要の減少により大幅に減少していると分析している<sup>59</sup>。中国は米国に次ぐ世界第2位の木材消費国であるため、経済の停滞が表面化している状況の中での中国の木材消費動向が注目されている。

中国では、欧州材の取扱量が多くなり、現在では主要な輸入材になっている。中国木材・木材製品流通協会は、2024年2月23日付『週刊木材工業新聞』で2023年の欧州材の輸入状況を総括している。これによれば、2023年の欧州材の丸太と製材品を合計した輸入量は、中国の丸太と製材品の輸入量全体の40%近くを占め、輸入量は2,596万 $\text{m}^3$ に達する見込みである。ただし、欧州材の丸太の輸入については、欧州木材協会が2022年末に丸太の輸出を減らし、付加価値を高めて欧州加工産業の収入を増加させる提案をしていたこと、中国国内に欧州材の豊富な在庫が存在すること、中国国内の需要の伸びが鈍化していることから、2023年の輸入量は減少していると報じている<sup>60</sup>。

#### (1) 丸太生産量

国家統計局が発表した中国の2022年の丸太生産量は1億2,210万 $\text{m}^3$ である。丸太生産量は2018年の8,810万9,000 $\text{m}^3$ から一貫して増加しており、2022年の丸太生産量は、2018年に対して39%増加している。

表 3-4 年次別丸太生産量

	(千 $\text{m}^3$ )				
年次	2018	2019	2020	2021	2022
生産量	88,109	100,459	102,570	115,891	122,100

資料：国家統計局 (<https://www.stats.gov.cn/>)

#### (2) 丸太輸入量

中国の2022年の丸太輸入量は、4,357万8,000 $\text{m}^3$ である。このうち、針葉樹丸太は3,116万2,000 $\text{m}^3$ （丸太輸入量の72%）、広葉樹丸太は1,241万6,000 $\text{m}^3$ （同28%）であった。

2022年に針葉樹丸太はニュージーランドからの輸入量が1,767万9,000 $\text{m}^3$ と多く、針葉樹丸太輸入量の57%を占めている。次いで針葉樹丸太の輸入量が多いのはドイツ（562万7,000 $\text{m}^3$ ）であり、日本からも111万4,000 $\text{m}^3$ の輸入が記録されている。

同じく広葉樹丸太については、パプアニューギニア（234万4,000 $\text{m}^3$ 、シェア17%）及びロシア（211万2,000 $\text{m}^3$ 、同17%）からの輸入量が多い。

中国の2023年の輸出入データは、今回の調査では入手できていないが、中国木材・木材製品協会は、2023年の欧州材丸太の輸入状況について次のようにまとめている<sup>61</sup>。

<sup>59</sup> FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report # CH2023-0110, August 15, 2023.

<sup>60</sup> 中国木材与木制品流通协会『木业新闻周刊 第65期』、2024年2月23日付。

<sup>61</sup> 中国木材与木制品流通协会『木业新闻周刊 第65期』、2024年2月23日付。

表 3-5 相手国別丸太輸入量（2022 年）

区 分		(千m <sup>3</sup> ) 輸入量
	合 計	43,578
針葉樹	計	31,162
	ニュージーランド	17,679
	ドイツ	5,627
	米国	1,211
	日本	1,114
	カナダ	909
	チェコ	879
	その他	3,743
	広葉樹	計
パプアニューギニア		2,344
ロシア		2,112
ソロモン		1,435
ブラジル		885
米国		836
フランス		710
その他		4,094

出典：FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report #CH2023-0110, August 15, 2023.  
源データは、国家税関総局。

欧州の9か国が中国への丸太の輸出を増やしている。その中でも、ノルウェーからの丸太輸入量は、2022年にわずか4,000 m<sup>3</sup>であったものが、2023年には4万6,400 m<sup>3</sup>と、前年比で最も顕著に増加する国になる見込みである（前年比1045.2%増）。その他、2023年の輸入量で前年比50%以上が見込まれる国には、ポーランド（111万3,600 m<sup>3</sup>、同101.48%増）、オランダ（7万6,800 m<sup>3</sup>、同92.5%増）、スウェーデン（7万4,900 m<sup>3</sup>、同64.0%増）、イタリア（1万1,900 m<sup>3</sup>、108.2%増）が含まれる。

欧州諸国の中で中国に最も多くの丸太を輸出している国はドイツである。2023年の中国のドイツからの丸太輸入量は358万m<sup>3</sup>と、中国の欧州材丸太輸入量の40.9%を占める見込みである。しかし、この輸入量を2022年と比較すると、ドイツからの丸太輸入額は39.9%減少し、貿易量も40.91%減少している。ドイツからの丸太輸入量減少の主な原因は、モミとトウヒの丸太が前年に対し241万本（前年比45%減）減少したことにある。

さらに、2023年の欧州からの国別丸太輸入量は、エストニア（3万1,900 m<sup>3</sup>、前年比47.9%減）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2万6,800 m<sup>3</sup>、同74.1%減）、フランス（72万7,800 m<sup>3</sup>、同41.7%減）、チェコ共和国（30万5,500 m<sup>3</sup>、同67.7%減）と程度の差はあるものの減少している。

### (3) 製材品輸入量

中国の2022年の製材品輸入量は2,643万m<sup>3</sup>で、2021年の2,884万2,000m<sup>3</sup>から8%減少している。輸入量は2022年の針葉樹製材品が1,732万9,000m<sup>3</sup>（製材品輸入量の66%）、広葉樹製材品は910万1,000m<sup>3</sup>（同34%）であった。

2022年の針葉樹製材品輸入量のうち、輸入量が多い相手国はロシアであり1,189万4,000m<sup>3</sup>（針葉樹製材品輸入量の69%）の輸入がなされ、相手国別輸入量第2位のカナダ（129万7,000m<sup>3</sup>）を大きく引き離している。

2022年の広葉樹製材品の内、輸入量が多い相手国はタイであり384万6,000m<sup>3</sup>（広葉樹製材品輸入量の42%）が輸入された。その他、ロシア（119万3,000m<sup>3</sup>）及び米国（102万6,000m<sup>3</sup>）からまとまった量の輸入がなされている。

表 3-6 相手国別製材品輸入量

		(千m <sup>3</sup> )			
		2021		2022	
針葉樹	合計	28,842	合計	26,430	
	計	19,599	計	17,329	
	ロシア	12,932	ロシア	11,894	
	カナダ	1,612	カナダ	1,297	
	ウクライナ	905	フィンランド	882	
	フィンランド	661	スウェーデン	657	
	ブラジル	492	ベラルーシ	625	
	その他	2,997	その他	1,974	
広葉樹	計	9,243	計	9,101	
	タイ	3,773	タイ	3,846	
	ロシア	1,139	ロシア	1,193	
	米国	1,132	米国	1,026	
	フィリピン	644	フィリピン	654	
	ガボン	545	ガボン	603	
	その他	2,010	その他	1,779	

出典1：FAS, USDA, "Wood Products Annual", GAIN Report, # CH2022-0090, August 22, 2022

2：FAS, USDA, "Solid Wood Products Annual 2023", GAIN Report, # CH2023-0110, August 15, 2023

源データは、国家税関総局。

中国木材・木材製品流通協会による前掲の報道では、2023年の欧州材製材品の輸入状況を次のようにまとめている。

中国は、2023年に世界中の70以上の国や地域から製材材品を輸入している。このうち、欧州材製材品は中国の製材品輸入量の60%近くにあたる1,719万m<sup>3</sup>に達し、前年比1.37%増加した一方で、輸入額は前年比7.69%減の255億元となった。

トネリコ、ブナ、ポプラなど中国で人気の高い欧州材製材品の樹種は、さまざまな程度の輸入減少を経験している。2022年と2023年の樹種別輸入量を比較すると、トネリコ製材品は20.6%減少して10万900m<sup>3</sup>、ブナ製材品は17.9%減少して48万9,600m<sup>3</sup>、ポプラ製材品は12.7%減少して8万400m<sup>3</sup>であった。朝鮮松やスコッチパインな

どのその他の針葉樹製材品は約7万 $\text{m}^3$ 減少し（597万3,400 $\text{m}^3$ 、前年比1.3%減）、モミ・トウヒ製材品は8.4%増加して780万 $\text{m}^3$ 、その他の針葉樹材は減少した。厚さが6mmを超える製材品の2023年の輸入量は、前年比6.9%減の147万3,300 $\text{m}^3$ となった。2023年もロシアは中国の製材品輸入相手国として首位（1,304万 $\text{m}^3$ ）を維持している。

さらに、ベラルーシの業者が納品や支払い条件で譲歩することに前向きであるため、ベラルーシ製材品市場における中国向けの出荷シェアは37%から52%に増加しており、EU諸国に代わって中国はベラルーシ製材品の主要消費市場となっている。2023年に、中国はベラルーシから約90万 $\text{m}^3$ （前年比43.67%増）の製材品を輸入し、貿易額は11億4,000万元（22.04%増）となった。

#### （4）合板輸出量

中国の2022年の合板輸出量は、1,065万2,000 $\text{m}^3$ であった。

2022年の相手国別輸出量は、フィリピンが最も多く、輸出量は99万4,000 $\text{m}^3$ （合板輸出量の9%）であった。中国は合板をフィリピンの他、イギリス、日本、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、米国など多様な国に輸出している。

表 3-7 相手国別合板輸出量

(千 $\text{m}^3$ )	
輸出相手国	輸出量
計	10,652
フィリピン	994
イギリス	695
日本	679
アラブ首長国連邦	503
サウジアラビア	435
米国	425
オーストラリア	404
メキシコ	401
その他	6,116

出典：USDA, FAS, "Solid Wood Products Annual 2023", Gain Report # CH2023-0110, August 15, 2023  
源データは、国家税関総局。

2023年の合板輸出についての前掲の中国木材・木材製品協会の報道は次のようである。

2023年の中国の合板の輸出量は1,073万9,700 $\text{m}^3$ で前年比0.8%増加したが、輸出額は48億1,400万ドルと前年比14.4%減少した。

中国の合板輸出相手国の上位5カ国はフィリピン、イギリス、アラブ首長国連邦、日本及びナイジェリアであり、輸出相手国の需要は安定している。

なお、合板の輸入量は29万5,300 $\text{m}^3$ で前年比50.8%増加し、輸入額も2億700万ドルと前年比10.1%増加している。

## (5) 繊維板及び切削板の輸出入状況

前掲の中国木材・木材製品協会の報道は、2023年の繊維板及び切削板の輸出入状況も次のように完結にとりまとめている。

中国は2023年に繊維板を約293万8,800 m<sup>3</sup> (m<sup>3</sup>換算値) (前年比9.5%増) 輸出した。輸出額は11億9100万ドル (同1.2%減) であった。

2023年の繊維板の輸入量は約6万8,400 m<sup>3</sup> (m<sup>3</sup>換算値) で前年比45.4%減、輸入額は4,890万ドルで前年比50.1%減となった。繊維板の輸出相手国の上位5か国は、メキシコ、ナイジェリア、サウジアラビア、ベトナム及び米国である。

中国で2023年においても輸入量が輸出量を唯一上回っている木質パネルは切削板であり、同年の輸入量は120万1,600 m<sup>3</sup> (m<sup>3</sup>換算値) (前年比2.34%減)、輸入額は3億3,600万ドル (同18%減) であった。中国の切削板輸出量は63万3,800 m<sup>3</sup> (m<sup>3</sup>換算値) で前年比6.8%増加したが、輸出額は2億7,100万ドルと前年比30.0%減少した。輸出相手国上位5か国は、台湾、モンゴル、ナイジェリア、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦である。

## (6) 森林認証

中国の森林認証面積は、FSCによる認証が171万6,642ha、PEFCによる認証が310万5,110haである<sup>62</sup>。

FSCとPEFCの森林認証面積の合計は482万1,752haとなるが、FSCとPEFCの両方の認証を取得している森林が存在するので、実際の認証林面積はこれよりも少なくなる。FSCとPEFCは、2016年から2020年の期間において調査を行い、両方の認証を取得している森林の面積を公表していたが、現在はこの調査と森林面積の公表をしていないようである。2020年中頃の時点において、中国には両方の認証を取得した認証林が9万7,604ha存在していた<sup>63</sup>。

CoCの認証件数は、FSCが112件、PEFCは477件であった。

表 3-8 中国の森林認証面積と CoC 認証件数

	森林認証面積 (ha)	CoC 認証件数 (件)
FSC	1,716,642	112
PEFC	3,105,110	477

資料：FSC (<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>)  
PEFC, "PEFC Global Statistics Data: December 2023"

<sup>62</sup> 認証林面積及び CoC 件数の数値は、FSC は 2024 年 3 月 7 日現在で FSC のウェブサイト (<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>) で、PEFC は "PEFC Global Statistics Data: December 2023" で公表していた数値。

<sup>63</sup> FSC and PEFC, "Estimated Common Forest Area with both FSC Certification and PEFC/PEFC-endorsed Certification", January 2021.

中国では、2010年に中国森林認証システム（CFCC）が創設され、中国森林認証システムは2015年2月にPEFCと相互承認を行っている。

## 4. その他の調査事項

### 【中国の立法制度の概要】

合法性の確認を行うための法令に係る情報収集を行うときは、法的根拠に基づく正確な情報を入手する必要がある。法的根拠に基づく正確な情報を入手するためには、当該国の立法機関、立法手順、法令の公示方法その他の立法に係る手順の把握が重要である。中国には、中央政府及び地方政府並びにこれらに属する機関が制定する各種法令があり、インターネット上にはこれらに係る多くの情報が多様な機関により発信されている。

このため本項では、中国における立法制度を整理して合法性確認に用いる正確な法令情報を入手するための基礎的な情報について報告する。

### (1) 中国の立法機関

中国の政体は、人民民主専制国家<sup>64</sup>である。中華人民共和国憲法（以下、「憲法」という。）第1条の規定は、「中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟に基づく人民民主専制下の社会主義国である」と国の政体を定めている。

国家の最高権力機関<sup>65</sup>は全国人民代表大会であり、同大会は毎年第1四半期<sup>66</sup>（多くの場合3月）に開催している。ただし、全国人民代表大会は年に一回、半月程度の会期で開催するため、同大会は国家権力行使の連続性を保証するために全国人民代表者会議の常設委員会として全国人民代表大会常務委員会を設置し、同委員会の会議を毎年6回開催している<sup>67</sup>。全国人民代表大会常務委員会の委員は、全国人民代表大会が同大会の議員の中から選出している<sup>68</sup>。

中国の立法機関は、中央政府の法令にあっては全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会並びに國務院、地方政府の法令にあっては地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会である。

#### ①全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会による立法

全国人民代表者大会は、憲法改正、憲法履行の監督及び刑法、民法、国家機関に係る法律その他の「基本法」の制定及び改正の権限を有している<sup>69</sup>。

さらに、次の事項は、全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会が制定及び改正の権限を持つ法律に限り制定できる<sup>70</sup>。

- i. 国家の主権。
- ii. 行政レベル別の人民代表大会、人民政府、人民裁判所及び人民檢察院の設立、組織及び権限。
- iii. 犯罪及び刑罰。
- iv. 国民の政治的権利の剥奪、個人の自由を制限する強制措置及び刑罰。
- v. 税目及び税率の決定、徴収管理等の課税上の基本的な仕組み。
- vi. 非国有財産の徴収及び徴用。
- vii. 基本的な民事制度。

<sup>64</sup> 外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/data.html#02>)。

<sup>65</sup> 全国人民代表大会基本法第2条。

<sup>66</sup> 憲法第61条。

<sup>67</sup> 全国人民代表大会基本法第2条。

<sup>68</sup> 全国人民代表大会基本法第23条。

<sup>69</sup> 憲法第62条及び立法法第7条。

<sup>70</sup> 立法法第8条。

- viii. 基本的な経済システム及び財政、税関、金融及び外国貿易の基本的制度。
- ix. 訴訟及び仲裁制度。
- x. 上記以外の全国人民代表者会議及び全国人民代表者会議常務委員会が制定しなければならない事項。

全国人民代表者大会常務委員会は、全国人民代表者大会閉会の期間において、立法に係る次の行為ができる<sup>71</sup>。

- 法律の基本原則に抵触する事項以外の部分の補足又は修正。
- 全国人民代表者大会に提出する法案の受付及び事前審査。
- 憲法及び法律に矛盾する国務院が制定した行政規定、決定および命令の取消し。
- 憲法、法律又は行政法規に違反する省、自治区、中央直轄市の国家権力機関が制定した地方条令や決議の廃止。

さらに、憲法は、全国人民代表者大会と全国人民代表者大会常務委員会の権限と機能を定めている<sup>72</sup>。この権限と機能の内、法令の制定及び改正に係る部分を抜粋すると次表のようである。

表 3-9 法律制定・改正の機関別権限

機関名	権限の範囲	法的根拠
全国人民代表者大会	刑事、民事、国家機構及びその他の「基本法」の制定及び改正。	憲法第 62 条第 5 項
全国人民代表者大会常務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全国人民代表者大会が制定する法律以外の法律の制定及び改正。</li> <li>▪ 全国人民代表者大会閉会中に於ける全国人民代表者大会が制定した法律の部分的な補足及び修正。ただし法律の基本原則についてはこの限りではない。</li> </ul>	憲法第 67 条第 2 項・第 3 項

## ②国務院

国務院は、中国の最高行政機関である。

立法法第 9 条の規定は、「立法法第 8 条で規定する事項（項目①の i から x までの箇条書きの事項）に係る法律が制定されていない場合、全国人民代表者大会及びその常務委員会は、その中の一部の事項について国務院が行政法規を制定することを決定し、認可する権限を有する」と定めている。

行政法規は、日本の法令の政省令に該当する規程で、法律に次ぐ高位の位置にある。国務院は、法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要となる場合又は次表に示す憲法第 89 条が規定する国務院の職責と権利を執行するのに必要がある場合は、行政法規を憲法及び法律に基づいて制定できる<sup>73</sup>。

<sup>71</sup> 注 14 に同じ。

<sup>72</sup> 憲法第 62 条及び第 67 条。

<sup>73</sup> 立法法第 65 条。

**表3-10 国務院が行使する職責と権限（憲法第89条）**

- (1) 憲法及び法律に従って行政措置を制定し、行政規則を制定し、決定及び命令を発する。
- (2) 全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会に提案をする。
- (3) 各省庁及び各委員会の任務と責任を定め、各省庁及び各委員会の業務を統一的に指揮し、各省庁及び各委員会に属さない国家行政事務を指揮する。
- (4) 全国各レベルの国家行政機関の業務を統一して指導し、中央政府と省、自治区、直轄市の国家行政機関との具体的な機能・権限分担を定める。
- (5) 国家経済社会開発計画と国家予算を策定し、実施する。
- (6) 経済事業、都市農村建設、生態文明建設を指導管理する。
- (7) 教育、科学、文化、健康、スポーツ、家族計画を指導し管理する。
- (8) 民事、公安、司法行政などを指揮、管理する。
- (9) 外交を管理し、外国との条約及び協定を締結する。
- (10) 国防建設を指導、管理する。
- (11) 民族事務を指導・管理し、少数民族の平等な権利と民族自治区の自治権を保障する。
- (12) 華僑及び帰国した華僑と華僑の家族の合法的権利と利益を保護する。
- (13) 各省庁及び委員会が発行した不適切な命令、指示及び規制を変更又は取消す。
- (14) 各レベルの地方国家行政機関の不適切な決定及び命令を変更又は取消す。
- (15) 省、自治区、直轄市の地域区分を承認し、自治州、県、自治県、市の設置と地域区分を承認する。
- (16) 法律に基づき、省、自治区、中央直轄市の範囲内の一部地域で非常事態の発動を決定する。
- (17) 法律の規定に基づき、行政機関設置の審査、承認、行政職員の任免、研修、評価、賞罰を行う。
- (18) 全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会によって与えられるその他の権限の行使。

## (2) 地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会

地方行政機関の地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会は、地方行政機関の規程である地方条令を制定できる。

地方条令は、次の事項について地方人民代表大会及び地方人民代表大会常務委員会が制定する<sup>74</sup>。

- i 法律及び行政法規の規定を執行するために、行政区域の実際の状況に基づいて具体的規定を制定する必要がある事項。
- ii 地方の機関の事務に属し、地方条令を制定する必要がある事項。
- iii 全国人民代表大会及びその常務委員会の専属的立法権の範囲外にある中央政府が立法していない事項<sup>75</sup>。

## (3) 法令区分別立法権

次表は、中国の法令区分別立法権をとりまとめている。

### ① 中央政府の法令

中央政府の法令は、憲法を最高位として、順に法律及び法律解釈、行政法規及び附属規程並びに部門規章（部門規則）により構成する。

なお、中央政府の法令の中の「法律解釈」とは、法律に次のいずれかの状況が認

<sup>74</sup> 立法法第73条。

<sup>75</sup> 中央政府が制定した法律又は行政法規に効力が生じたときは、当該地方条令を改廃する。

められるときに、全国人民代表大会常務委員会が定めるもの<sup>76</sup>であり、この解釈は法律と同等の効力を有している<sup>77</sup>。

- 法律の規定の具体的意味をさらに明確にする必要があるとき。
- 法律制定後に新たな状況が生じ、法律の適用根拠を明確にする必要があるとき。

## ② 地方政府の法規

地方政府の法規は、地方条令、附属規程及び地方政府規章（地方政府規則）により構成する。

表 3-11 法令区分別立法権

法令区分		立法権を有する機関	法令根拠
中央政府の法令	憲法	全国人民代表大会	憲法第 62 条
	法律 法律解釈	全国人民代表大会及び同常務委員会 全国人民代表大会常務委員会	憲法第 58 条
	行政法規 附属規定	國務院、國務院及び中央軍事委員会（共同）、國務院所属関連部門	憲法第 86 条
	部門規章 （部門規則）	次の国家機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 國務院の各部</li> <li>▪ 委員会</li> <li>▪ 中国人民銀行</li> <li>▪ 審計署（会計検査院）</li> <li>▪ 行政管理機能を有する直屬機関</li> </ul>	立法法第 80 条
地方政府の法規	地方条令	次の人民政府の人民代表大会及びその常務委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 省</li> <li>▪ 自治州</li> <li>▪ 自治区</li> <li>▪ 中央直轄市</li> <li>▪ 区を設置している市（設区市）</li> <li>▪ 省又は自治区の人民政府所在市</li> <li>▪ 國務院が認定した「比較的大きな市」</li> <li>▪ 経済特区</li> </ul>	立法法第 73 条
	附属規定	同上	同上
	地方政府規則	次の人民政府 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 省</li> <li>▪ 自治州</li> <li>▪ 自治区</li> <li>▪ 中央直轄市</li> <li>▪ 区を設置した市（設区市）</li> </ul>	立法法第 82 条

<sup>76</sup> 立法法第 45 条。

<sup>77</sup> 立法法第 50 条。

## (4) 立法手続き

### ①法案を提出できる機関

全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会に法案を提出できる機関及びグループは、次のとおりである<sup>78</sup>。次に掲げた機関及びグループ以外は、法令の改廃及び現行法令に係る提案の提出を含む立法権を有さない。

- i. 全国人民代表大会首席団
- ii. 全国人民代表大会の各種専門委員会
- iii. 委員長会議
- iv. 國務院
- v. 最高人民法院
- vi. 最高人民檢察院
- vii. 全国人民代表大会代表団
- viii. 30人以上で連名する全国人民代表大会代議員

### ②全国人民代表會議常務委員会による法案の審議<sup>79</sup>

立法法第16条第1項の規定は、全国人民代表者會議に提出するために常務委員会に提出する法案は、全国人民代表者會議が閉会中のときは常務委員会に提出して審議できると定めている<sup>80</sup>。さらに、「基本法」以外の法律の制定及び基本原則の部分を除く改正並びに法律の部分的な補足及び修正は、全国人民代表者會議常務委員会に権限があるため常務委員会において審議がなされる。

常務委員会における法案の審議の手順は、次図のとおりである。

法案の審議は、全国人民代表者會議常務委員会の常務委員会會議及び法律委員会並びに法制工作機構又は法案に関連する専門委員会が行う。

法案の審議は、常務委員会會議が本項①に掲げた「法案を全国人民代表大会に提出できる機関」から受理した法案を常務委員会構成員に配布して全国人民代表大会代表に會議への出席を要請し、提案者の意見聴取、グループ別會議での初歩的審査及び全国人民代表大会代表からの意見聴取を目的とした第1次審査を実施する。

第1次審査の後、法律委員会及び法制工作機構又は関連する専門委員会が各方面からの意見聴取を、次の箇条書きに掲げる方法の全て又は特定のものにより行っている<sup>81</sup>。

#### i 全国人民代表大会代表からの意見聴取

全国人民代表大会常務委員会會議が法案の審議をするときは、全国人民代表大会代表から意見を募集しなければならない。

各省の人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会から法案文書の送付があったときは、代表を集めて法案の「勉強会」を開催して代表の意見を取りまとめ、全国人民代表大会常務委員会法制工作機構に報告する。

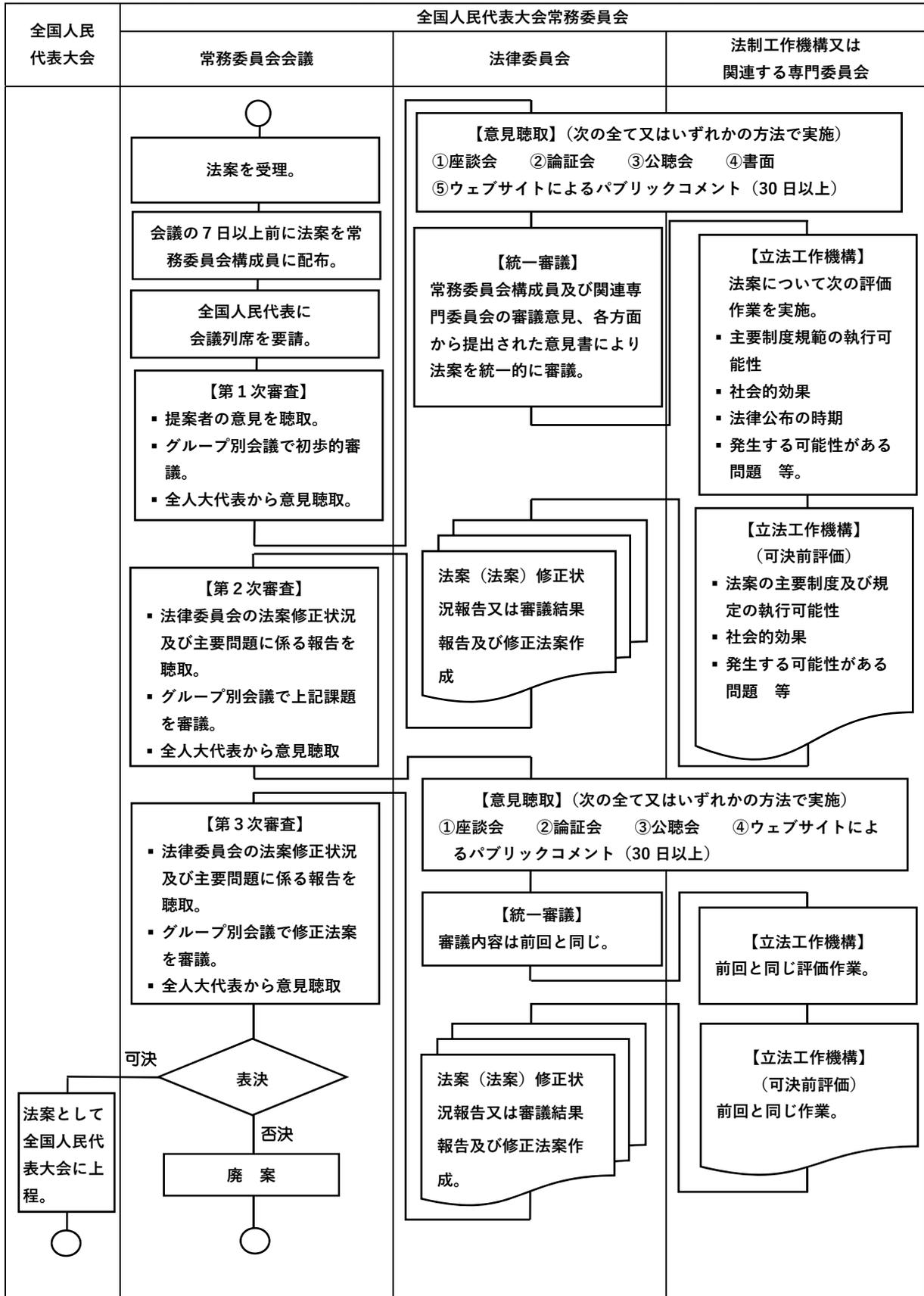
<sup>78</sup> 立法法第14条・第15条及び第26条第1項。

<sup>79</sup> 立法法第26条—第41条。

<sup>80</sup> 立法法第16条第1項。

<sup>81</sup> 立法法第36条。意見聴取の具体的な方法については白井博之「中国立法法改正について(2)」、法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News』№.75、2018年6月号、51～53頁。

図 3-1 常務委員会における主な法案審議手順の概要（立法法第 26 条－第 41 条）



ii 座談会による意見聴取

座談会とは、法案に関係がある機関、団体、企業及び事業単位並びに関係分野の専門家を招き、意見交換、討論及び意見発表をする場をいう。座談会は、立法の民主制に関する問題を解決する目的で開催し、簡便で実施しやすく、踏み込んだ討論ができる。座談会は、常務委員会会議による第1回審議及び第2回審議の後に開催する。全国人民代表大会代表からの意見聴取

全国人民代表大会常務委員会会議が法案の審議をするときは、全国人民代表大会代表から意見を募集しなければならない。

各省の人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会から法案文書の送付があったときは、代表を集めて法案の「勉強会」を開催して代表の意見をとりまとめ、全国人民代表大会常務委員会法制工作機構に報告する。

iii 公聴会による意見聴取

公聴会は、法案について重大な見解の対立があるとき又は利害関係に必要な調整が存在するときに開催する。公聴会は座談会に比べて優位性があり、透明性がさらに高く、課題に対するより深い調査を行う。

公聴会では利害関係者及び専門家が直接陳述、弁論及び立証を行う。公聴会の結果は、公聴報告書を常務委員会に提出する。

iv 論紹会による意見聴取

論紹会は、主として法案の中の技術性が比較的高い問題について、専門家を招いて合理性と執行可能性に係る検討及び立証を行い、権威ある意見を得て常務委員会会議審議時の参考とすることを目的に必要なに応じて開催する。

v 書面による意見聴取

法案に関連する地方及び部門は、第1回常務委員会会議の直後に法案に対する意見を文書により募集する。

vi パブリックコメントの募集<sup>82</sup>

常務委員会会議に上程された法案は、常務委員会会議の後に法案及び改正の内容などを社会に公表し、少なくとも30日間の期間を設定して意見募集を行なう<sup>83</sup>。

法律委員会は、各方面からの「意見聴取」を終えた後、常務委員会構成員及び関係専門委員会の審議意見及び各方面から提出された意見を踏まえて法案を審議するための「統一審議」を実施する。

立法工作機構は、「統一審議」の結果を踏まえて、主要制度規範の執行可能性、社会的効果、法律公布の時期、発生する可能性がある問題などを評価した後、さらに法案における主要な制度及び規定の執行可能性、社会的効果並びに発生する可能性がある問題などを評価する「可決前評価」を行う。

法律委員会は、立法工作機構の「可決前評価」を受けて法案修正状況報告又は審議結果報告及び修正法案を作成して常務委員会会議に提出する。

<sup>82</sup> 立法法第37条。

<sup>83</sup> ただし、常務委員会会議で非公開とする決定をしたものについてはこの限りではない。

常務委員会会議は、法律委員会からの法案修正状況報告又は審議結果報告及び修正法案の聴取及びグループ別会議での審議並びに全国人民代表会議の代表からの意見聴取を行うための第2次審査を実施する。

第2次審査を経た修正法案については、各方面からの「意見の聴取」を行い、その後は第1回目と同様の手順により法律委員会の「統一審議」、立法工作機構の「可決前評価」及び法律委員会による法案修正状況報告書又は審議結果報告書及び修正法案の作成を行う。法律委員会は、これらの報告書及び修正法案を常務委員会会議に提出する。

常務委員会は、第2次審査と同様の内容で第3次審査を実施して表決を行う。法案は、表決により可決されれば全国人民代表大会に法案として上程され、否決されれば廃案となる。

法案の審議は、原則として上記のように三回の審議（「三審制」）を行った上で全国人民代表大会への法案としての上程を表決するが、各方面の意見が比較的一致しているときは二審で、調整事項が単純で軽微な改正のときは一審で表決を行える<sup>84</sup>。

なお、常務委員会で審議中の法案については、法律制定の必要性や実現可能性などの重要な問題について意見の相違が大きいために審議が2年間棚上げされた場合若しくは2年間表決に至らなかった場合又は法案が常務委員会の議題に再審議対象として含まれない場合、審議が打ち切られる<sup>85</sup>。

### ③全国人民代表大会に上程された法案の審議<sup>86</sup>

全国人民代表大会に上程された法案の審議の主な手順は、次図のようである。

全国人民代表会議に法案を上程するときは、全国人民代表者会議常務委員会会議が全国人民代表会議を開催する1か月以上前に同会議の代表に法案を配布する。

配布された法案については、法案提出者が大会全体会議で説明をし、代表団及び専門委員会が個別に法案の審議を開始する。

代表団は、法案審議において提案者と質疑応答をし、関連する機関又は組織からの状況説明を受けてから審査意見書を作成して常務委員会の法律委員会に提出する。代表団から審査意見書を受領した法律委員会は、審査意見書に基づく審議を行い、審査結果報告書及び法案修正稿を首席団に提出する。

専門委員会は、法案を審議して審査意見書を首席団及び大会全体会議に提出する。

首席団は、常務委員会が提出した審査結果報告書及び法案修正稿並びに専門委員会が提出した審査意見書により法案（修正稿）を審議する。重大な問題が存在するときは、首席団常務首席が意見聴取及び関係者との討論を行い、その法案の審議を次回の全国人民代表大会に持ち越す必要があるか判断し決定する。

首席団は、法案（修正稿）を大会全体会議に上程し、同会議では法案を審議して表決し、全ての代表の半数以上の承認により可決したときは国家主席が署名して「首席令」として公布する。

---

<sup>84</sup> 立法法第30条。

<sup>85</sup> 立法法第42条。

<sup>86</sup> 立法法第17条—第25条。



#### ④法律の公示媒体

公布した法律は、公布後直ちに全国人民代表大会常務委員会報（標準文書とする）、全国人民代表大会のウェブサイト<sup>87</sup>及び全国に配布される新聞に掲載して公示する<sup>88</sup>。

#### （5）法律の改正手続き

法律の改正するときには、次に掲げる立法法の規定を適用する。

- i. 第2章第2節（全国人民代表大会の立法手続）（図2参照）。
- ii. 第2章第3節（全国人民代表大会常務委員会の立法手続）（図1参照）。
- iii. 第2章第5節（その他の規定）（法律の公布及び改廃、書式、付属規定、立法評価並びに法律上の質問と回答に係る規定）<sup>89</sup>。

#### （6）行政法規

前述のように、日本の法令の政省令に該当する行政法規の制定権限は国務院にある。国務院は、次の事項について行政法規を制定できる<sup>90</sup>。

- i 法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要となる事項。
- ii 憲法第89条の規定が定める国務院行政管理職権事項（表3参照）。

行政法規の主な審議手順を次図に示した。

行政法規の起草は、年度立法計画に基づき国務院法制機構又は国務院の法案関連部門が行うが、重要な行政規定の起草は国務院法制機構が担当する。

行政法規の場合は、国務院が非公開を決定した場合を除き、起草の段階で関係機関、人民代表大会代表及び社会一般を対象とした行政法規案の公表及び意見聴取を行う。起草者は、意見聴取を終えた後に国務院又は国務院常務会議に行政法規案及びその説明、同案に対する意見その他の関連資料を提出する。

行政法規案起草者から行政法規起案及び関連資料を受領した国務院又は国務院常務会議は、行政法規案の審議及び承認を行い、国務院審議意見書を国務院法制機構に送付する。

国務院審議意見書を受領した国務院法制機構は、国務院審議意見書に基づいて行政法規案の修正を行い、修正した行政法規起案を国務院総理が承認したときは、国務院令として国務院総理が署名して行政法規を公布する。

公布した行政法規は、国務院公報を標準文書とし、中国政府法制情報ネット（中国政府法制信息网）<sup>91</sup>及び全国に発行している新聞を媒体として公示する<sup>92</sup>。

<sup>87</sup> <http://www.npc.gov.cn/npc/index.html>

<sup>88</sup> 立法法第58条。

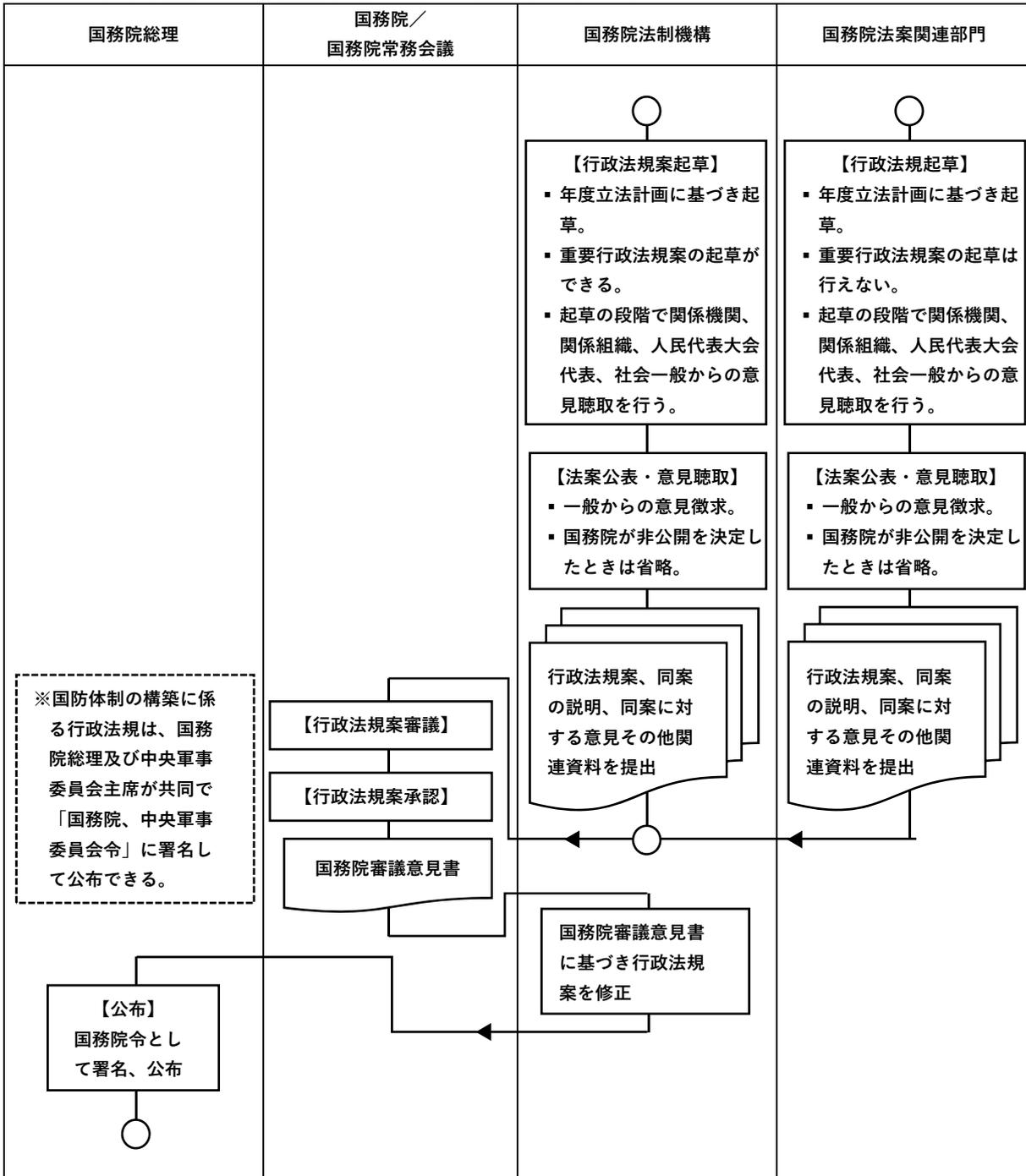
<sup>89</sup> 立法法第51条—第64条。

<sup>90</sup> 立法法第65条。

<sup>91</sup> 中華人民共和國司法部ウェブサイト (<https://www.moj.gov.cn/>)

<sup>92</sup> 立法法第71条。

図 3-3 行政法規の主な審議手順（立法法第 67 条－第 70 条）



## (7) 地方条令

### ①地方条令の制定主体

中国の行政単位は、図4のように憲法により定められている<sup>93</sup>(図4における行政単位の順位は、左端の列の「国」を最高位とし、列を右に進むに従って下位となる)。

立法法は、地方条令の制定権限を、次の行政単位の人民代表大会及びその常務委員会に付与している<sup>94</sup>。

- 省
- 自治州<sup>95</sup>
- 自治区
- 中央直轄市
- 区を設置している市(設区市)
- 省又は自治区の人民政府所在市
- 国務院が指定する「比較的大きな市」<sup>96</sup>
- 経済特区<sup>97</sup>

図3-4 中国の行政単位(憲法第30条)

国	省	自治州	
		県	郷
			民族郷
			鎮
		自治県	郷
			民族郷
	鎮		
	市		
	自治区	県	郷
			民族郷
			鎮
		自治県	郷
			民族郷
			鎮
	市		
中央直轄市	地区		
	郡		
大都市	地区		
	郡		

※自治区、自治州、自治県は全て民族自治区。

### ②地方条令の制定原則

地方条令は、本項(2)に列挙したように、地方の行政区域の実際の状況に応じた具体的な規定が必要であるとき、地方の事務執行に係る規定が必要であるとき又は中央政府の立法権の範囲外にあり中央政府が立法していない規定が必要なときに制定できる。

地方条令を制定するときには、次の原則を遵守しなければならない<sup>98</sup>。

- i 地方条令は、憲法、法律、行政法規、当該省又は自治区の地方条令に抵触しないこと<sup>99</sup>を前提とする。
- ii 地方条令の制定は、国の法制度の統一に寄与するもので、特定の地域問題を解決するものでなければならない。
- iii 地方条令を制定するときは、地方立法の自主性と積極性を受分に発揮しなければならない。
- iv 地方条令が定める規定は、制定主体の管轄行政区域内に限り適用可能。
- v 制定した地方条令の全国人民代表大会常務委員会への届出。

<sup>93</sup> 憲法第30条。

<sup>94</sup> 立法法第72条。

<sup>95</sup> 民族区域自治法第4条第2項で立法権を規定。

<sup>96</sup> 「国務院が指定する比較的大きな市」とは、唐山市、大同市、包頭市、大連市、鞍山市、撫順市、吉林市、チチハル市、無錫市、淮南氏、青島市、洛陽市、重慶市、寧波市、淄博市、邯鄲市、本溪市、徐州市及び蘇州市をいう。

<sup>97</sup> 「経済特区」とは、深セン市、厦門市、珠海市、汕頭市をいう。

<sup>98</sup> 立法法第72条。

<sup>99</sup> 憲法第100条。

### ③地方条令の制定手順

地方条令の制定手順は、原則として中央政府のものを準用している。地方条令は、前掲の地方条令を制定できる地方人民政府が設置している人民代表大会及びその常務委員会が、地方各級人民政府組織法に基づいて立法法の次の規定を参照しながら制定する<sup>100</sup>。

- i. 第2章第2節（全国人民代表大会の立法手続）（図2参照）。
- ii. 第2章第3節（全国人民代表大会常務委員会の立法手続）（図1参照）。
- iii. 第2章第5節（その他の規定）（法律の公布及び改廃、書式、付属規定、立法評価並びに法律上の質問と回答に係る規定）。

### ④地方条令の公示媒体

地方政府が公布した法律は、公布後直ちに当該地方政府の人民代表大会常務委員会会報（標準文書とする）、地方人民代表大会のウェブサイト<sup>101</sup>及び当該行政区域で発行されている新聞に掲載して公示する<sup>102</sup>。

## （8）法令文書の収集について

前述した立法法が定める公布した法令を公示する機関別媒体別の情報を次表のようにとりまとめた。

表 3-12 法令が定める機関別公示媒体

	中央政府		地方政府
	全国人民代表大会	国務院	
公布する法令又は法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 憲法</li> <li>▪ 法律及び法律解釈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 行政法規及び附属規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地方条令及び附属規程</li> <li>▪ 地方政府規章</li> </ul>
公示の標準文書	全国人民代表大会常務委員会会報	国務院公報	地方政府の人民代表大会常務委員会会報
法令が定める公示媒体ウェブサイト	全国人民代表大会ウェブサイト <a href="http://www.npc.gov.cn/npc/index.html">http://www.npc.gov.cn/npc/index.html</a>	中国政府法制情報ネット（中国政府法制信息网＝中華人民共和国司法部ウェブサイト） <a href="https://www.moj.gov.cn/">https://www.moj.gov.cn/</a>	地方人民代表大会ウェブサイト（省、自治州、自治区、中央直轄市その他の地方条令の制定権を有する地方政府のもの）
法令が定める公示を行う新聞	全国紙	全国紙	当該地方行政区域で発行しているもの

なお、表中のウェブサイトには、公布した法令の他に、法案、法案の説明文書、法案に対する意見聴取のための資料その他の現在審議中の法案（草案）に係る多くの情報が類似した書式により掲載されているので、題名、本文その他の記載内容に注意して取扱う必要がある。

<sup>100</sup> 立法法第51条－第64条。

<sup>101</sup> <http://www.npc.gov.cn/npc/index.html>

<sup>102</sup> 立法法第79条。

【仮訳】

中華人民共和国森林法実施条令  
(改正草案) (コメント用草案)

第1章 一般規定

第1条 この規則は、「中華人民共和国森林法」(以下、森林法という)に基づいて制定する。

第2条 国家は、国家森林資源の保護と開発目標を決定する。国務院林業部門は国家森林面積、森林体積、森林土地保全、その他の保護開発目標を提案し、必要に応じて国家経済社会発展計画に組み込む。

県級以上の地方人民政府は、国家森林資源保護開発目標に従い、それぞれの行政区の森林資源保護開発目標を策定し、地方の国家経済社会発展計画に組み込む。

第3条 森林主任制度を完全に実施し、党と政府は森林資源の保護と開発に等しく責任を負う。省、自治区、直轄市は、森林長と副森林長を配し、市、県、鎮などの級には実情に応じて森林長を配する。

全ての級の森林長は、自らの責任範囲内で森林資源の保護と開発を組織し、指導し、森林資源の保護及び開発の目標並びに森林火災の予防及び主要な森林に有害な生物による被害の予防と管理を実施し、これらの責任を負う。

第4条 国は森林主任制度の監督評価制度を実施する。

国務院は、中央政府直轄の全ての省、自治区、直轄省の主任森林主任を検査、監督、評価し、上級級の森林主任は、森林資源の保護と開発目標の達成、森林火災防止、主要な林業害虫の予防と管理を検査及び監督する。

評価結果は、地方党委員会、政府指導グループ及び関連指導幹部の業績評価内容に含まれ、幹部の総合評価・評価及び天然資源資産の出国監査の重要な基礎となる。

第5条 郷鎮人民政府は郷鎮林業労働機関の能力開発を強化し、草の根の林業労働力を保障し、森林資源の保護と開発の任務を実行する。

第2章 森林の所有権

第6条 国務院が定めた国家重点森林区(以下、「重点森林区」という)の範囲及び構成単位は、国務院に報告して承認を得た後、国務院林業主管部門が公表する。

第7条 重点森林区の森林土地の所有権と使用権に関する紛争は、重点森林区の林地が所在する省人民政府が処理するものとする。処理の結果、重点森林区における森林の権利

登録の業務範囲の変更が伴う場合には、国務院林業主管部門及び天然資源主管部門の事前承認を得なければならない。

### 第3章 開発計画

第8条 森林開発計画の策定は、次の原則に従わなければならない。

- (1) 既存の森林資源に基づき、
- (2) 森林資源の保護と開発目標に基づき、
- (3) 国土空間計画に沿って、森林資源の保護と利用の構造と配置を合理的に計画する。
- (4) 森林生態系の安全性を確保し、森林資源の持続可能な利用を実現する。その他の特別森林計画の策定は、森林整備計画に基づくものとする。

第9条 国家森林開発計画及びその他の特別森林計画は、国務院林業主管部門が編纂する。

地方森林開発計画及びその他の特別森林計画は、県級以上の地方人民政府の主管林業部門により編集する。

森林開発計画及びその他の特別森林計画は、人民政府又はその権限のある部門の承認を受けるものとする。

承認された計画は厳格に実施されなければならない。計画の修正は、計画作成手順に従って元の承認機関により承認されなければならない。

第10条 国務院天然資源主管部門と国務院林業主管部門は、森林資源の調査、監視、評価を統一的に展開し、統一分類基準を策定する。

国務院の主管林業部門は、国家森林資源の調査、監視、評価業務を組織し、実施する責任を負っている。県級以上の地方人民政府の主管林業部門は、それぞれの行政区内の森林資源の調査、監視、評価を組織し、実施する責任を負っている。重点森林区の森林資源の調査、監視、評価は国務院林業主管部門が実施する。

全国及び各省、自治区、中央直轄市の森林被覆率と森林在庫量の調査監視結果は、国務院林業主管部門により公表される。市・県の森林被覆率と森林在庫量の調査・監視結果は、一級級の人民政府主管林業部門により公表される。州は動的なデータ更新と情報共有を実現するために国家森林資源管理データベースを確立した。

### 第4章 森林保護

第11条 国務院林業主管部門は、国家天然林の編纂を組織する。

中長期保護回復計画は、自然林保護の範囲、段階的な目標、課題、保護政策と措置を定め、国務院に提出して承認を得た上で実施される。

省、自治区、直轄市の人民政府は、林業及びその他の主務部門を組織し、地域の実情に基づいて天然林の保護及び回復計画を策定する。市及び県級の人民政府は林業及びその他の主務部門を組織し、天然林保護及び回復の実施計画を策定し、保護範囲、目標及び措置を決定し、自然林保護及び回復システムを実施する。

第 12 条 県級以上の人民政府は、次の事項を定めなければならない。

森林害虫災害の予防と管理における主要な問題を調整し、解決するための予防と管理の調整メカニズム。隣接地域の県級以上の地方人民政府は、林業の主要害虫の予防と処理を共同で実施するものとする。爆発性、危険性などの重大な林業有害生物災害が発生した場合、地方人民政府は速やかに排除・処理を組織し、検疫・封鎖のための検疫検査所を設置するなどの緊急措置を講じることができる。

第 13 条 県級以上の人民政府の林業担当官庁は、定期的に林業害虫の一般調査を実施し、長期、中期、短期の林業害虫の発生予測を公表し、予防・防除計画を適時に提案する。

国務院傘下の所管林業部門は、林業の検疫対象害虫の国家リスト並びに検疫対象植物及び植物製品リストを決定する責任がある。省、自治区、中央政府直轄市人民政府の林業担当官庁は、地方の実情に照らして、それぞれの省、自治区、直轄市に関する補足リストを作成し、国務院傘下の林業所轄官庁に報告することができる。

第 14 条 国務院の所轄林業部門は、国家森林管理隊の設置と管理を指導する責任を負う。

地方各級人民政府は、森林管理隊の設置と管理を強化し、森林管理隊施設を合理的に設置し、パトロール装備を装備し、森林管理隊の監督と管理システムを確立し、森林資源のグリッド管理に森林管理隊を参加させ、森林資源の管理と保護における森林管理隊の役割を十分に発揮しなければならない。

第 15 条 各級地方人民政府は森林火災予防インフラを強化しなければならない

建設及び資機材、森林消防団の設立。森林消防隊は、前線への駐屯、装備による巡回、火による消火及び火によらない火災の防止の要件に従って、森林火災の予防及び消火に関する業務を遂行するものとする。

第 16 条 県級以上の人民政府の林業担当官は、領土空間計画に従って、森林の保護と利用に関する計画を作成し、森林の範囲と所有する森林面積を明確にし、森林の保護レベルを規定し、森林の土地利用の管理を実施しなければならない。

国有林保護利用計画は、実施前に国務院又は国務院が認可した部門に提出して承認を受け、地方の森林地保護利用計画は、上級レベルの人民政府の所轄林業部門の意見を求め、実施前に同級の人民政府に報告して承認を受けなければならない。

第 17 条 国は、森林占有の総量を規制するために、森林占有割当制度を実施する。

省、自治区、中央直轄市人民政府の林業担当部門は、5年ごとに各行政区域内の建設事業で占める森林地の割当量を作成し、各級の人民政府が審査・承認し、国務院傘下の林業部門が総括し、均衡をとってから国務院に提出し、承認を受けなければならない。林地の占有割当は、国の経済及び社会開発の必要性、森林の保護と利用の計画、国の土地供給政策、新規建設地の規模、森林資源の現状などの要素と組み合わせて決定する。

第 18 条 省級以上の人民政府の林業部門は、主要森林地帯の鉱物探査、鉱業、その他の土木工事によって占有されている森林地を検査し、承認し、人民政府の市又は県級の林業部門は、土地と空間の計画により決定された市、村、市、町の建設用地内の森林を検査して承認し、省、自治区又は中央政府直轄の直轄市人民政府の林業部門は、上記の範囲

外で占有されている森林地を検査し、承認しなければならない。

所轄の林業局の承認を受けずに林地が占有された場合、関係人民政府は建設用地を承認してはならない。

森林の土地の占有が主管林業部門の審査を受けて承認されていない場合、関係人民政府はその土地の建設を承認してはならない。

申請者は、県級以上の人民政府の管轄林業部門が森林の土地を占有することを承認した日から 30 日以内に、国家が定めた基準に従って、県級以上の人民政府の財政部門に森林植生回復料を支払わなければならない。

第 19 条 森林土地の一時使用及び森林生産及び林業経営に直接役立つ土木施設の建設は、県級以上の地方人民政府が主管する林業主管部門の審査及び承認を必要とする。特定の承認権限は省、自治区又は中央政府直轄市の人民政府林業主管部門が定め、重点森林区の森林に関わる場合は、省、自治区、又は中央政府直轄市の人民政府の部門が林業主管部門の審査を受けて承認する。

森林土地の一時使用期間は、通常 2 年を超えてはならない。

法律や行政法規で別段の定めがある場合を除き、水利保全、エネルギー、その他のインフラ建設のための森林土地の一時的な使用は 4 年を超えてはならない。

森林生産と森林施業に直接貢献する土木施設の建設基準は、国務院林業主管部門が制定する。

第 20 条 林地を占有する鉱物探査、採掘、その他の土木工事のために、一時的に林地を使用する必要がある場合、申請者は林地が所在する県級人民政府林業部門に土地使用申請書を提出し、森林地使用申請書、建設事業の関連承認文書、建設事業のための林地利用に関する実現可能性報告書又は林地の現況調査書を提出しなければならない。

林業の生産と運営に直接貢献する土木施設が林地に建設される場合、申請者は、その林地が所在する県レベルの人民政府の管轄林業部門に土地使用申請書を提出し、森林地の使用申請書、関連する承認文書又は土木施設の建設の必要性の説明及び建設する土木施設が国家所定の基準を満たしていることの説明文書その他の申請資料を提出しなければならない。

審査と承認のために人民政府の上位の所管林業部門に報告する必要がある場合、県級の人民政府の所管林業部門は、予備審査の意見と全ての申請資料を、審査と承認の権利を持つ上位の人民政府の管轄林業部門に直接報告しなければならない。

第 21 条 鉱物探査、鉱業、その他の種類の林地の土木建設による林地の一時的な使用については、森林の保護と利用計画を遵守し、各級の森林管理の要件に厳密に従い、生態環境への大きな影響を避けるために、公益林及び天然林の占有と使用を厳密に管理しなければならない。重要な生態学的立地が生態環境に関与しているか、又は生態環境に大きな影響を与えている場合、審査と承認の権利を有する県級以上の人民政府の林業に権限のある当局は、必要に応じて専門家による審査を組織できる。

第 18 条及び第 19 条に規定する審査承認機関が、各級人民政府の林業の権限を有する場合は、最高級の審査承認権限を有する人民政府の林業権限のある当局が審査し、承認しなければならない。

林業行政部門は、行政区が承認した年間森林面積割当量を超える森林の占有を承認し

てはならない。

第 22 条 鉱物探査、鉱業、その他の土木建設のための森林地の占有の審査と承認及び林地の一時的な使用と林業の生産と運営に直接貢献する林地への土木施設の建設の審査と承認のための具体的措置は、国務院傘下の主管林業部門が策定する。

第 23 条 古木・名木とは、樹齢が 100 年を超える樹木又は重要な歴史的、文化的、景観的、科学的価値及び重要な記念的価値を有し、県級以上の人民政府又はその関連部門の機関により認定及び登録された樹木をいう。

県級以上の人民政府林業主管部門及びその他の関連主管部門は、責任分担に従い、古木・名木の保存記録を作成し、管理と保護の責任を明確にし、古木・名木をリストアップする。保護範囲を明確にし、保護施設を設置し、救助・再生措置などを講じて古木・名木の保護を強化する。

古木・名木の保護施設や保護標識の損傷は禁止する。

## 第 5 章 植林及び緑化

第 24 条 省級以上の人民政府林業主管部門は、森林都市建設の指導管理を強化し、森林都市の建設を促進しなければならない。

各級の人民政府は、農村の緑化を強化し、美しく住みやすい村を建設すべきである。

第 25 条 国民は、植林の法的義務を自覚的に履行しなければならない。

県級以上の人民政府は自主的植林と植林・緑化事業を組み合わせ、自主的植林の形態を充実させ、組織管理方法を革新し、各級で自主植樹拠点を設立し、自主的植林への国民の参加を促進すべきである。

国民は、植林、手入れ、管理、建築、自然保護、施設建設、金銭や資材の寄付、ボランティア活動を通じて植林の義務を果たすことができる。

第 26 条 県級以上の人民政府は、森林資源保護発展の目標に基づき、自然条件と経済社会発展水準を総合的に勘案して、国土空間計画において植林の目標を科学的に決定し、植林の対象となる土地を指定しなければならない。

第 27 条 植林と緑化は、水資源の収容力を十分に考慮し、水量を決定する原則を遵守し、樹木、低木、草の植生を科学的に割り当てる必要があります。

県級以上の人民政府は、生活、生態、生産のための水の使用に係る全体的な計画を立て、水資源の収容能力の範囲内で灌漑のために補う必要がある公益林の灌漑用水を合理的に手配しなければならない。

第 28 条 造林及び植林にあたっては、その土地に適した樹木を選定し、在来樹種及び改良樹種を積極的に利用しなければならない。

省、自治区、直轄市人民政府の林業主管部門は、その行政区の在来樹種リストを作成し、森林遺伝資源の収集、保護、利用を強化し、希少な在来樹種の苗木の栽培を奨励す

る。

第 29 条 造林及び緑化は、造林技術規定を遵守し、混交林を積極的に造成し、林分の転換、手入れ等の措置を講じ、樹種構造を最適化し、森林生態系の質及び安定性を向上させなければならない。

国が出資する又は主に国が出資する造林・緑化事業については、造林施業計画を策定する。造林事業の計画は、県級以上の地方人民政府主管林業主管部門が他の関係部門と連携して合理的な評価を行った上で実施する。

第 30 条 県級以上の地方人民政府は、新たな造林地など緑化のために山の閉鎖が必要な閉鎖区域と植林区域を明確にして公に公表しなければならない。

県級以上の地方人民政府の林業担当官庁は、植林と緑化の管理と保護を強化し、植林と緑化の質と効果を向上させる。

第 31 条 国は、社会資本の造林・造林への参加を奨励・支援し、社会資本の造林・造林の指導・管理を強化する。

## 第 6 章 経営管理

第 32 条 国務院傘下の所管林業部門は、国務院財政部と共同で国家公益林の画定基準を策定し、国家公益林の画定を共同で組織する。国家公益林は、第一種国家公益林と第二種国公益林に分けられる。

省、自治区、中央直轄市人民政府の林業担当官庁は、財政部門とともに、それぞれの行政区域内の国家公益林の線引きと宣言を組織し、中央直轄の省、自治区、直轄省の人民政府の審査と承認を経て、国務院の所轄林業部門と国務院の財政部門に提出して承認を得た後、国務院の承認と公布を受ける。

重点林区の国家公益林は、国務院の所管林業部門と国務院の財政部門が画定し、国務院によって承認され公表される。

第 33 条 国家公益林を商業林に調整したり、保護レベルを下げたりしてはならない。

次のいずれかの場合には、境界決定手続きに従って国家公益林の調整ができる。

- (1) この規定の施行前に線引きされた国家公益林が境界確定の基準を満たしていない。
- (2) 国土空間計画及び森林の保護利用計画による森林の範囲の調整。
- (3) 自然保護区の範囲又は機能区分の調整。
- (4) 集団又は個人が所有する第二種国家公益林で、森林の権利者が民生上の問題により譲渡を要求している場合。
- (5) 農地を森林に戻す、山を閉鎖して造林するなどの生態の保護・回復のための措置により新たに生じた森林及び林地上の森林で、国の公共福祉森林画定基準を満たしているものの補充する必要があるもの。
- (6) その他の調整が必要な状況。

単一調整区域が 10,000 畝以下の場合、調整は省、自治区又は中央直轄市の人民政府の承認を受けるものとする。省、自治区、中央直轄市の人民政府は、調整結果を国務院林業主管部門と国務院財政部門に報告し、提出しなければならない。

第 34 条 林業経営者は、国家公益林の生態的位置保護要件及び生態的機能指示に厳格に従って森林管理活動を実施し、関連技術規定に違反して公益林の管理措置及び育成目標を変更してはならない。

第 35 条 国家公益林で行われる施業は、公共福祉林が所在する地方の森林管理計画の要件に適合しなければならない。

国が所有する第一種国家公益林では、科学研究や実験、森林害虫の予防・防除、森林火災の防止、自然災害などの特別な場合を除き、いかなる形態の事業活動も行うことができない。集団及び個人が所有する第一種国家公益林は、森林法第 49 条第 2 項に規定する事業活動を行うことができ、森林景観資源を利用して森林観光事業を適切に行うことができる。

第二種国家公益林は、森林法第 49 条第 2 項及び第 49 条第 3 項に規定する管理行為を行える。

本条の第 2 項及び第 3 項に規定する事業活動に従事する者は、森林の保護及び管理に関する国の関連規定を厳格に遵守し、森林の生態学的機能を確保しなければならない。

第 36 条 県級人民政府又は郷級人民政府の林業主管部門は、非国有の林業経営企業と管理と保護の責任に係る公益林管理保護責任書又は管理保護協定を締結し、権利と義務を明確にし、同意するものとする。

第 37 条 国は、果物、油脂植物、飲料、調味料、工業原料、医薬品原料などの林産物の生産を主な目的とする森林の開発を奨励する。

国は、森林植生を破壊せず、樹木の成長に影響を与えないことを前提に、森林での植林、森林での繁殖、森林での採集、森林での経済や観光のための森林景観の利用などの活動を奨励する。森林が持つ多面的な機能を最大限に発揮するために、地域の状況に応じた森林整備を行う。

第 38 条 県級以上の人民政府林業主管部門は、森林経営計画を策定する際、地域の森林資源の状況と機能的位置付けに基づいて、森林経営の目的、配置及び実施方法を科学的に決定しなければならない。

森林経営計画の期間は一般的に 20 年とする。

第 39 条 林業経営者は、森林資源調査の結果に基づいて森林経営計画を策定し、森林経営計画及び森林経営計画作成のための技術基準を遵守しなければならない。

森林管理計画の内容には、主に森林管理のガイドラインと目標、森林の機能別区域設定、森林管理タイプの分類、森林管理措置、生物多様性保護、投資見積りと利益分析などが含まれます。

森林経営計画の期間は、通常 10 年間とする。

県級以上の人民政府主管林業部門が承認した森林管理計画は、年間伐採割当量を策定

する主な基礎とする。

国有林業経営者は、承認された森林経営計画に基づいて生産・経営活動を実施し、森林経営の有効性を評価しなければならない。

第 40 条 国有林は国有林業企業、機関、農場、工場、鉱山などを基準とし、集団所有の森林及び個人所有の森林は県を基準として年間伐採割当を消費が成長と森林分類管理よりも低いという原則に従って作成し、中央政府直轄の省、自治区、直轄省の人民政府の林業担当部門は、国務院傘下の林業の主管部門が策定した準備計画をまとめ、バランスを取り、国務院傘下の林業の主管部門の意見を求めた後、中央直轄の省、自治区、直轄の人民政府に提出し、審査と承認を受ける。承認された年間伐採割当は、中央政府直轄の省、自治区、直轄市の人民政府が公布・実施し、国務院に報告する。主要森林地域の年間伐採割当は、国務院の所轄林業部門が作成し、国務院の承認後に公布・実施する。

省、自治区、直轄市人民政府の林業主管部門が定める規模に達したその他の組織又は個人は、単独で設立単位として活動し、年間伐採割当を準備することができる。

森林伐採の割当ては、5年ごとに承認する。

第 42 条 省級以上の人民政府の林業担当官庁は、年間伐採割当枠の範囲内で予期せぬ伐採割当量を決定でき、この伐採割当量は自然災害、害虫駆除、自然保護区の主要な保護対象物の生活環境の維持及び公共の安全の維持に限り設定する。

特別な事情により樹木の伐採が必要で、伐採割当量内で解決できない場合は、認可手続を作成し、元の認可機関の認可後に承認された年間伐採割当量を追加しなければならない。

第 43 条 森林伐採には、主伐、再生伐採、手入れ伐採及び低収量かつ低効率な森林の転換伐採並びにその他の伐採が含まれる。

森林木の伐採と植林は、省級以上の人民政府の管轄林業部門が制定した関連技術規定に従わなければならない。森林及び樹木を伐採した後、伐採に関する技術基準に従って再植林する必要がある場合は、伐採した年又は翌年内に完了しなければならない。

第 44 条 伐採の許可を申請するには、伐採の場所、森林種、樹種、面積、株数（本数）、方法、更新措置及び林木の所有権に係る資料を提出しなければならない。

省級以上の人民政府主務林業部門の規定により、申請者が伐採地の調査・設計資料も提出する必要がある場合、伐採地の調査・設計資料は自ら又は第三者により作成できる。伐採地の調査と設計は、省級以上の人民政府の林業主管部門が制定した関連技術規定に従わなければならない。

第 45 条 伐採許可の形式と管理方法は、国務院林業主管部門が定め、省、自治区、直轄市人民政府林業主管部門が責任を負う。

伐採許可の有効期間は6か月を超えてはならず、更新申請は有効期間が満了する前に行えるが、許可の発行後の年の第1四半期を超えてはならない。

県級以上の人民政府の管轄林業部門は、伐採許可を処理するための複数のチャンネルを提供し、全国レベルの伐採許可データの共有を促進しなければならない。

第 46 条 重点森林区における樹木の伐採については、省級以上の人民政府主務林業主管部門が伐採許可を発行し、具体的な措置は国務院林業主管部門が制定する。

森林法第 55 条第 1 項第 3 号の規定により、省、自治区、中央直轄市人民政府の所轄林局は、自然保護区の試験区域内の竹林以外の樹木の伐採許可を発給しなければならない。

森林法及びこれらの規定を除き、その他の森林の樹木の伐採については、省、自治区又は中央直轄市の人民政府の主管林業主管部門が伐採許可の発行権限を決定するものとする。

森林伐採が自然保護区や公益林などの重要な生態学的場所に関係する場合又は生態環境に比較的大きな影響を与える場合、承認権限を有する県級以上の人民政府の主管林業部門は必要に応じて専門家による審査を組織できる。

伐採許可の審査と発行は、年間伐採割当を超えてはならない。

第 47 条 森林火災の消火、洪水防止、救助などの緊急事態のために樹木を伐採する必要がある場合、救助及び災害救援を組織する部隊又は部門は、緊急事態の終了日から 30 日以内に、伐採を県レベル以上の人民政府の管轄林業部門に報告し、記録に残さなければならない。

第 48 条 農地保護林、防風林、砂固定林、道路保護林、堤防林、城镇林、非森林地の都市林の再生・伐採は、防砂管理法、道路法、治水法、都市緑化条令、地方条令の関連規定に基づき、所管部署が管理する。

法律に基づいて建設用地への転用が承認された森林の伐採については、伐採許可は不要である。

## 第 7 章 監督及び検査

第 49 条 国務院林業主管部門が派遣した森林資源監督機関は、監督区域内の地方人民政府の森林資源保護管理業務に対する監督検査を強化する。

国務院林業主管部門は、毎年、前年度の森林資源監督検査業務を省、自治区、中央直轄市人民政府に通知する。

第 50 条 県級以上の人民政府とその管轄林業主管部門は、森林行政法執行能力を強化し、林業行政法執行を標準化し、森林資源保護のための法執行の効率とレベルを向上させなければならない。

各級人民政府の林業主管部門は、郷鎮林業行政法執行業務に対する専門的な指導監督を強化する。

省は、森林資源の法執行と監督を強化するために森林監督制度を確立する。

## 第 8 章 法的責任

第 51 条 この規則の規定に違反して、行政区の年間森林地割当による林地の占有が承認

された場合、森林法第 70 条の規定に従って責任者及びその他の直接責任者が説明責任を負い、省級以上の人民政府の林業部門は、翌年度の森林地割当から金額の 150%から 300%の超過分を控除しなければならない。

第 52 条 森林法第 40 条の規定に違反して、違法伐採以外の方法で古木・名木又は貴重樹木を破壊した者には、職務分担に従って県級以上の人民政府の林業又は都市緑化の管轄部門が違法行為の停止を命じ、5,000 元以上 50,000 元以下の罰金を科す。

この条令の規定に違反して、古木・名木の保護施設や保護標識に損害を与えた場合、県級以上の人民政府の林業部門又は都市緑化部門は、職務分担に従って違法行為の停止を命じ、500 元以上 5,000 元以下の罰金を科すことができる。

他の法令に別段の定めがある場合には、その規定を優先する。

第 53 条 森林法第 37 条及び第 38 条の規定に違反した者は、森林法第 73 条の規定により罰する。

森林に損害を与えていないが、県級以上の人民政府の所轄林業局の承認及び許可なく森林の利用を変更した者には、県級以上の人民政府林業部門が期限を定めて林業生産条件の回復を命じ、林業生産条件の回復費用の 1 倍以上 2 倍以下の罰金を科すことができる。

県級以上の人民政府主務林業主管部門の許可を得ずに森林土地の用途を変更し、樹木に損傷を与えた場合、県級以上の人民政府主管林業主管部門級は、期間を定めて植生と林業の生産条件の回復を命令し、植生と林業の生産条件の回復に対して必要な手数料の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を科すことができる。

第 54 条 森林法第 52 条の規定に違反して、許可なく森林地に林業の生産と運営に貢献する土木施設を建設した関連する国家部門が定めた基準に適合する者には、期限内に是正を命じ、1 平方メートルあたり 100 元以上 500 元以下の罰金を科すことができる。

第 55 条 森林法及びこの規則の規定に違反して無許可で森林地に建物、構築物その他の施設を建設し、県級以上の人民政府の林業担当官庁が期限内に植生及び林業生産条件の回復を命じた場合、関係者は直ちに建設を中止し、自ら解体しなければならない。期限内に植生と林業生産の回復を命じる決定を受けた後、法定期間内に行政再審を申請せず、行政訴訟を提起せず、期限の満了後に自ら解体しなかった場合、罰則決定をした機関は、法律に従って人民法院に強制執行を申請し、その費用は違反者が負担する。

第 56 条 操業技術規則に違反した根の採取、樹皮の剥ぎ取り、過度の剪定、伐採、種子の採取、樹脂の収穫を含む森林法第 74 条に規定する「その他の活動」が、森林地の無許可の開墾が森林又は森林樹木に損害を与えない場合又は林地に森林又は樹木がない場合、県級以上の人民政府林業部門は、違法行為を停止し、期限内に林業生産条件を回復するよう命じ、違法に埋め立てられた森林地 1 平方メートルあたり 10 元以上 50 元以下の罰金を科すことができる。

第 57 条 森林法第 76 条の「違法な樹木伐採」とは、国や集団などが所有する森林地において、不法占拠を目的として、森林法の伐採管理制度に違反して、許可なく樹木を伐採

する行為をいう。

森林法第 76 条の「無差別伐採」とは、所轄林務局の許可を受けずに、その単位又は単位が所有する森林の森林地において、伐採許可書の交付又は伐採許可の時期、場所、量、種若しくは方法を定めて伐採許可書の交付をすることをいうと規定している。

森林法第 22 条の規定に違反して係争中の樹木を伐採した者は、無差別伐採として処罰される。

第 58 条 県級以上の人民政府の財政部門は、森林法及び本条令の規定に違反し、森林植生回復料の全額を期限内に支払わない者を財政違反の処罰及び処罰に関する規則の関連規定に従って処理しなければならない。

第 59 条 森林の用途を無断で変更し、森林地を破壊し又は公益林を含む森林を不法若しくは無差別に伐採するなどして、森林経営法及び行政法規の規定に違反した者は、当該規定の範囲内で、より重い刑罰を科する。

第 60 条 少数の樹木が行政処罰を受けずに 2 年以内に違法伐採又は無差別伐採された場合、違法伐採又は無差別伐採の累積数で罰する。犯罪が成立した場合には、刑事責任は法律に従って追及されなければならない。「2 年以内」とは、従前の処罰のない行為が終了した日から、その後の処罰のない行為が開始する日までの期間を基準として計算する。

第 61 条 違法に伐採された森林は、権利者に返還しなければならない。権利者が特定できない場合は、法律に従って競売を行い、収益は国庫に引き渡されるものとする。

第 62 条 次に掲げる行為は、森林法第 80 条に規定する「重大事態」とする。

- (1) 暴行又は脅迫を用いて監督検査を妨害する行為。
- (2) 法執行官との暴力的な身体的衝突がある。
- (3) 法執行機関の車両及び設備の損傷。
- (4) 虚偽の資料や情報を提供する行為。
- (5) 証拠の譲渡、破壊、又は隠蔽。
- (6) その他重大な事情。

## 第 9 章 附則

第 63 条 森林法及びこの条令における次の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 森林、雑木林、野生動植物、微生物等は、森林、雑木林、雑木林に依存して生存している森林資源をいう。
- (2) 森林被覆とは、一定の地域の森林面積及土地面積の割合をいい、森林面積は樹冠密度が 0.2 以上の樹木林地の面積、竹林地の面積、国が特別に定める低木林地の面積が含まれます。森林材積とは、ある地域において胸高直径 5 cm を超える森林の木材の総量をいう。森林木材の体積とは、森林樹木の幹の体積を指します。
- (3) 国が特別に設けた低木林地とは、乾燥地域（極乾燥地、乾燥地、半乾燥地を含む）に分布する低木林地で、年間平均降水量が 400 ミリメートル未満で、生態環境が脆

弱で、保護目的で設計され、被覆率が40%以上、多年生及び木質化した半低木を除き、平均樹高が0.5mを超える低木林地をいう。これは、過去30年連続で年間平均降水量が400mm未満の郡級の単位により決定される。

(4) 森林占有割当とは、省が年内に鉱物探査、採掘、その他各種土木工事を許可する森林面積の上限をいう。

(5) 年間伐採割当量とは、特定の行政区又は森林管理単位における胸高直径5cm以上の森林資源の年間伐採及び消費の上限をいう。

(6) 在来樹種とは、その地域に自然に分布する樹種及び長年に渡って導入に成功し、地域で良好な成績を取めている樹種をいう。

(7) 伐採方法

主伐とは、成熟期に達した商業林や特定の栽培目的を満たした森林を、木材を得る目的での伐採をいう。

更新伐採とは、林分構造の調整、在来樹種の更新、生態保護効果の回復・向上を目的とした生態保護効果が低下した公益林や過熟林の伐採をいう。

撫育伐採とは、林分状態を改善し、林分構造を最適化し、樹木の成長を促進する伐採をいう。

成長と発展を目標として、森林内の一部の木は、貧しいものを伐採して良いものを残す、弱いものを伐採して強いものを残す、密に伐採してまばらな木を残す、適度な強さを保つという原則に従って伐採する。

低収量・低効率林の転換・伐採とは、優良樹種の導入や経済的・生態学的利益の向上を目的として、低収量商業林や低品質・低効率の公益林の伐採をいう。

その他の伐採は、上記の4つ方法以外の伐採をいう。これには、主に薪炭林や経済林の伐採、森林火災防止のための林地伐採、害虫駆除、科学研究、建設プロジェクトのための森林の利用などが含まれる。

第64条 伐採又は移植された樹木が国家重点保護野生植物若しくは国家重点保護樹木の生殖資源又は古木・名木に属する場合は、野生植物、生殖資源、古木・名木の保護に関する関連管理規則を遵守しなければならない。自然保護区に係る法令に森林資源の管理に関する規定がある場合は、その規定に従う。

第65条 この規程は、○年○月○日から施行する。